

V 小売業における労働災害防止活動の推進

小売業店舗における労働災害防止活動の代表的なものに、「4 S活動」と「リスクアセスメント」があります。

1. 4S活動の実施

- 「4 S（整理・整頓・清掃・清潔）活動」は、店舗の環境を安全・安心なものとするための重要な活動です。これにもう1つのS「しつけ」を加えて、「5 S活動」という場合もあります。
- 店舗での4 S活動は、定物定位（定められた物を定められた場所に置くこと）を進めること、転倒（つまずき、滑り）、転落、作業の反動（腰痛）などの労働災害防止に役立ちます。

小売業店舗での4 S活動のポイント	
整理	<ul style="list-style-type: none">● 不要なものが必要なものを分別し、不要なものは捨てる● 通路や作業場において、安心して作業できるスペースを確保する
整頓	<ul style="list-style-type: none">● 必要なものは、誰でもすぐに探し出せるようにする● 無駄・無理な動作や姿勢をせずに作業や運搬ができるようにする
清掃	<ul style="list-style-type: none">● ゴミや汚れのない状態にする● 床面の濡れ、油汚れなどをなくすことで、滑りによる転倒などを防ぐ● 利用する道具・設備をいつも使いやすい状態にする
清潔	<ul style="list-style-type: none">● 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保する● 安全で快適な店舗を維持する

○ 4 S活動の意義・目的

- 店舗の労働災害防止（労働安全推進）にとって有益
- 業務効率（生産性）の向上
- お客様にとって安全・安心な店舗環境の向上
- サービスの品質向上

○ 4 S活動実施にあたってのチェックポイント

- 商品の流れ、情報の流れを踏まえた、効率的・効果的なレイアウトになっているか
- 異常か正常かが一目で分かる配置になっているか（内容が見える、同じものは1カ所に、置く場所は固定）
- 作業目的に合った設備・什器・器具を使用しているか
- 作業が最小限で済むように什器などを配置しているか
- 効率的な従業員の動線（商品の流れ、陳列）が確保されているか
- 各種手順はマニュアル化されているか

○ 4 S 活動への参加者

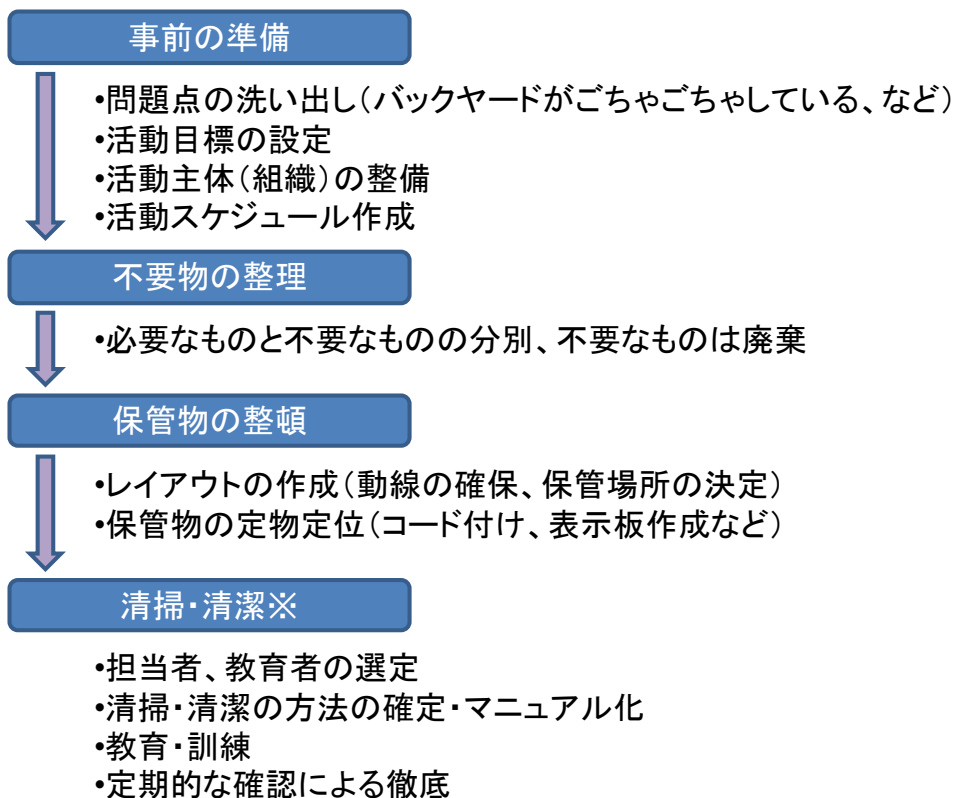
- 労働災害防止の担当（職場の安全衛生管理の向上の観点から参加）
- 業務改善活動の担当（営業部門や総務部門であることが多い）
- 店舗の多様な労働者（労働災害防止の意識の醸成にも寄与）

○ 店舗で働くさまざまな従業員が 4 S 活動に参加する意義

- 店舗における問題点の発見、解決策の検討・実施、改善の効果検証などに、現場のさまざまな従業員の経験や視点を生かすことができます。
- より多くの従業員が労働災害防止活動に参加することで、職場全体の労働安全への意識が高まります。

（1） 4 S 活動の進め方

➤ 小売業店舗での 4 S 活動は主に以下のように進めます。



※ 小売業店舗では、お客様との接点が多いこと、衛生環境の維持が必要なことから、日常的な清掃による清潔な環境維持が不可欠です。そのため、ここでは、清掃・清潔は一つにしています。

清潔な状況を保つための教育・訓練、および定期的な確認による徹底については、5 S 活動「しつけ」部分にも相当します。

事前の準備

- 4 S活動を進めるにあたっては、事前の準備が非常に大切になります。

○4 S活動の事前準備のポイント

	主な内容	
課題の整理	● 商品の流れ、人の流れ、情報の流れ、コミュニケーションなどの課題の洗い出し	
目標設定と共有	● 活動後の姿の設定・明示（見える化、数値化）※1 ● 従業員への目標、活動の意義などの説明・共有	
計画作成	● 具体的なスケジュールなどの策定、調整	
役割分担	店長	活動の調整、従業員への周知、定着のための指導 など※2
	副店長	全体管理・調整の責任者
	各部門の4 S活動責任者	各部門の4 S活動の計画立案、作業の指導、教育・巡回活動
	各部門担当者	現場作業
	本部の4 S活動担当者	全体の助言
	その他	不要物の廃棄、店内工事 など

※1:活動後の姿については、整頓のところでポイントを示します。

※2:労働災害防止の観点から4 S活動を指導・調整します。

(2) 整理

- 必要なものと不要なものを分別し、不要なものは廃棄します。

(3) 整頓

➤ 効率的な業務体制を作る上で、どのように整頓するかは、最も重要なプロセスです。

○4S活動での整頓のポイント

	主な内容
保管物の物量の計測と保管方法	<ul style="list-style-type: none">● 保管すべき商品・什器、設備・器具、道具の量がどれだけあるのか、どのように保管するかを検討しレイアウトなどを設計
物流・通路の確保	<ul style="list-style-type: none">● 効率的な商品の流れを決め、円滑に商品が流れるよう（人が安全に商品を運べるよう）、各種の保管物の配置を決定し、ラインテープなどで区域を設計● その際、商品の仮置き場、在庫置き場、運搬に用いる台車置き場など、円滑な物流に必要な、定常時の配置場所を決定● 保管物の配置場所の番地を決め、本来あるべきものとその置き場所が誰にでも一目で分かるよう、表示板の設置やラベルを添付
人の作業・流れの確保	<ul style="list-style-type: none">● 商品の流れに沿って、従業員が効率的に作業できるよう、作業スペース、人の移動経路などを設計● 作業スペースにおいては、安全・効率的な作業のために必要な道具を、必要な数量設置・配置
情報の流れ、コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">● 商品や人の流れに合わせて、各種の情報の記録場所、伝達メモなどの保管場所・保管方法などを設計● 従業員間の情報交換の場所なども検討
安全・効率的な設備・機器・器具の検討・配置	<ul style="list-style-type: none">● 効率的な商品の流れ、安全で効率的な人の流れや作業のため、各種の器具の改善を実施（使いやすい台車、道具の設計など）

(4) 清掃・清潔

- 清掃については、効果的・効率的な方法を定め、また、清掃の担当者を決めます。

○4S活動での清掃のポイント

	主な内容
清掃	<ul style="list-style-type: none">● 清掃の手順の検討とマニュアルの作成（いつ、だれが、何を使って、どこをどうやって、清掃するかを決定）● 清掃の実施状況を確認

- 清潔については、整理・整頓・清掃が行われた清潔な状態を日々、維持します。

○4S活動での清潔のポイント

	主な内容
清潔	<ul style="list-style-type: none">● 整頓・整頓・清掃の徹底（清潔）のために、点検表などを作成する。● 点検表に沿って、日常点検、定期点検を実施● 特に危険な箇所やケースにおいては、発見次第、清掃することをルール化（例：店舗の床の濡れ）● 整理・整頓・清潔な状況を写真や言葉で説明し、従業員に周知するとともに清掃を徹底

- 以下では、参考として、4S活動の一環として行う職場の巡回チェックの項目例を示しています。

○安全衛生巡回チェック

- チェックポイントに基づいて、定期的に「各部職場安全衛生推の担当者」が巡回します。
- 項目について、「チェックし、確認欄に『レ』」を記載。改善が必要な箇所については、「処置内容・状況」を作成・記入し、店舗の関連部署に連絡し、速やかに改善を図る。必要に応じて、改善処置後には「処置後の状況」を整理します。

○安全衛生巡回チェックポイント（例）

No	項目	確認欄
	【安全管理】	
1	商品ストックスペース、バックヤードの整理整頓がされ、作業スペースが確保されているか	
2	作業スペースの作業道具・器具は所定の場所に設置されているか	
3	階段・通路において、床面に破損箇所などの問題がないか	
4	階段・階段室内および階段に通じる通路上に物品を放置していないか	
5	倉庫の商品の高さが、社内規定の高さより高く積まれていないか（床面から〇m以上）	
6	倉庫の商品と、天井に設置されたスプリンクラーの間に、60 cm以上の間隔が確保されているか	
7	棚の高いところに商品をストックしている場合、幅木などを設けて落下防止に努めているか	
8	段ボール詰め決められた重さ以上の商品については、箱の表面に重量物表示をしているか	
9	折りたたみ式台車を通路に立てかけていないか、また、収納場所を確保しているか	
10	消防設備（消火栓・消火器など）の前に商品などを置いていないか	
11	商品・什器などが、シャッターの昇降、非常口の開閉を妨げていないか	
12	〇A機器・電気器具コード類は安全に配線されているか。つまづくような状態ではないか	
13	通路にはみ出して商品・台車を放置していないか（通路は壁面より〇m以上確保）	
14	脚立の転倒防止用の「開き止め」「すべり止め」が故障していないか	
15	売り場内の什器・備品は、安全かつ整然と設置されているか	
16	食品加工などの作業について、所定の用具が使用されているか	
	【衛生管理】	
17	バックヤード・事務所内の温度、湿度、照明などで異常箇所はないか	
18	バックヤード事務所などの換気口（吸込・吹出）に異常箇所はないか	
19	粉塵・騒音・排気ガスなどで著しく不快な箇所はないか	
20	分煙化は図られているか（喫煙専用場所の確保など）	
21	ゴキブリ・ダニなど害虫の発生箇所はないか	
22	ラット被害の発生、巣穴の発見はないか。残飯の処理はきちんとされているか。（ゴミ箱にふたをするなど）	
23	ゴミの分別回収は徹底されているか。エレベータ前ゴミ置き場は整理・整頓されているか。	

○処置内容・状況、処置後の状況

No	処置内容・状況	処置後の状況

2. リスクアセスメントの実施

(1) リスクアセスメントとは何か

- リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法です。
- リスクアセスメントでは、まず、作業における危険性または有害性を特定します。
- 次に、洗い出した危険性・有害性の作業について、労働災害の重篤度とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせ、総合的にリスクを見積もり、そのリスクの大きさに応じて対策の優先順位を決めます。
- その上で、リスクの除去または低減措置を検討し、その結果から再度リスクを見積り、記録します。記録は全社的にノウハウとして蓄積され、類似の危険性・有害性があるリスクの低減策に役立てられます。
- 従来の労働災害防止方法は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でした。しかし、災害が発生していない職場でも作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性（リスク）があります。リスクアセスメントは、これまでの経験則的な事後対策（後追い型）から予防手段（先取り型）へと発想を変えた安全衛生管理手法です。

危険性・有害性から労働災害へのメカニズム

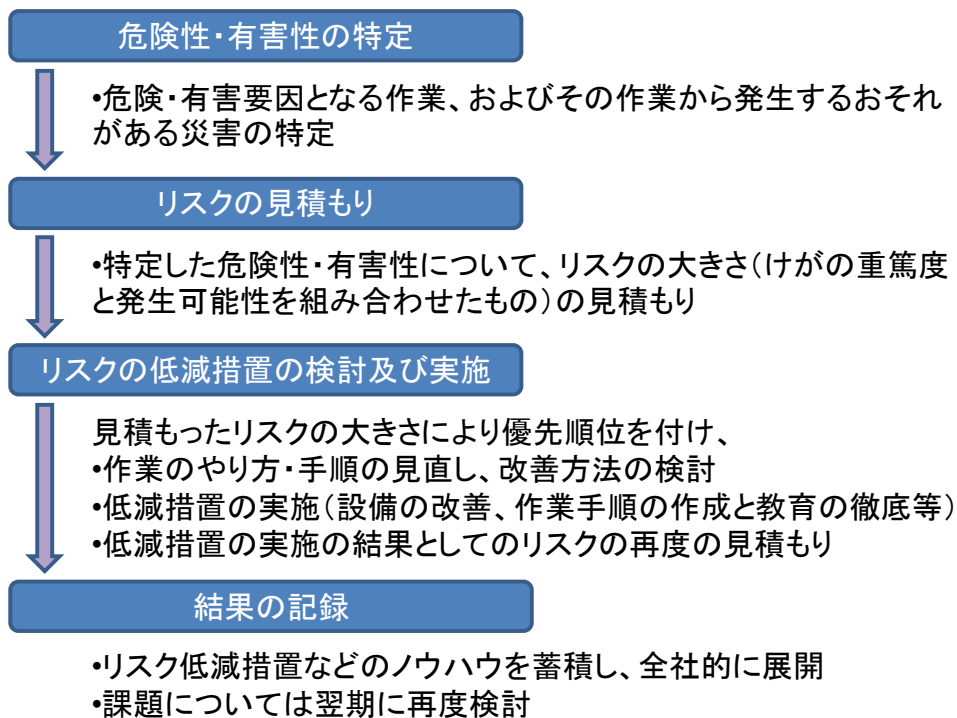


(2) リスクアセスメントの実施の意義

- 小売業店舗での労働災害防止活動を効果的に進めるためには、店舗の労働災害防止活動の基礎を作り、継続的に向上・改善する施策の推進が欠かせません。(前述「Ⅲ 小売業での労働災害防止活動のポイント」を参照)
- 日常的・定期的な労働災害防止活動を継続的に向上・改善していくためには、リスクアセスメントの推進が望まれます。
- リスクアセスメントは、事故情報の収集、4S活動の推進、危険予知活動、ヒヤリ・ハット活動、個別の発生事故対策など、各種の労働災害防止活動を総合した取り組みともいえます。
- 各事業者では、これまでの活動の状況を踏まえて、リスクアセスメントの充実に取り組んでいくことが労働災害防止に効果的です。

(3) リスクアセスメントの進め方

- リスクアセスメントは、次のような手順で行います。



(4) リスクアセスメントの実施

① 危険性・有害性の特定

- リスクアセスメントの実施にあたっては、まず、作業における危険性または有害性を洗い出します。具体的には、使用する設備・機械や作業手順などに関する情報を収集し、その情報を基に危険性・有害性の特定を行います。

1) 主に以下の情報を収集します。

- 取り扱いマニュアル、作業手順書
- 過去の労働災害の報告書
- ヒヤリ・ハット事例(※)
- 過去の安全衛生委員会等の議事録
- 従業員へのヒアリングなど

2) 危険性・有害性の特定

- 収集した取り扱いマニュアル、作業手順書から、作業をわかりやすい単位で区分、洗い出しをする。
 - (例1) 冷凍庫内作業
 - (例2) 売り場と作業場の出入り作業
 - (例3) 鮮魚各種シール保管什器取り扱い
- その作業で発生する可能性のある災害を特定する
 - ・ 日常の仕事とは異なる目線、危険があるのではないかという目線で職場を観察
 - ・ 機械や設備は故障する、人はミスをすることを前提に作業現場を観察
- 労働災害に至る過程を記述する：「～なので、～して、～になる、～をする」といった表現で記述
 - (例1) 冷凍庫内の床面が凍り付いて滑り、転倒して腕を骨折する
 - (例2) 扉の対面に人が立っているのが分からないので、両側から同時に開閉すると手や体がぶつかる

※ヒヤリ・ハット事例

事故や災害に至らなかったが、「ヒヤッ」とした、「ハッ」としたできごと

② リスクの見積もり

- 特定された危険性・有害性に対して、リスクの見積もり基準を基にリスクを見積もります。

○マトリックス法によるリスクの見積もり基準

1) 負傷または疾病の重篤度の区分

重篤度（被災の程度）	被災の程度・内容の目安	
致命的・重大	×	死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの 休業災害（1カ月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度	△	休業災害（1カ月未満のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
軽度	○	不休災害やかすり傷程度のもの

2) 負傷または疾病の発生の可能性の区分

発生の可能性	内容の目安	
高いか比較的高い	×	毎日頻繁に危険性または有害性に接近するもの かなりの注意でも災害につながり回避困難なもの
時々・可能性がある	△	故障、修理、調理などの非定型的な作業で危険性または有害性に 時々接するもの うっかりしていると災害になるもの
ほとんどない	○	危険性または有害性の付近に立ち入ったり、接近することが めったにないもの 通常の状態では災害にならないもの

3) リスクの見積もり

			負傷または疾病の重篤度		
			致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
い性発は負 の生疾傷 度可病ま 合能のた	高い・比較的高い	×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	時々・可能性がある	△	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ
	ほとんどない	○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

4) 優先度の決定

リスクの程度	優先度	
Ⅲ	直ちに解決すべきまたは重大なリスクがある	措置を講ずるまで作業停止する必要がある 十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある	措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい 優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある
Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある	必要に応じて低減措置を実施する

○リスクの見積もりの際のポイント

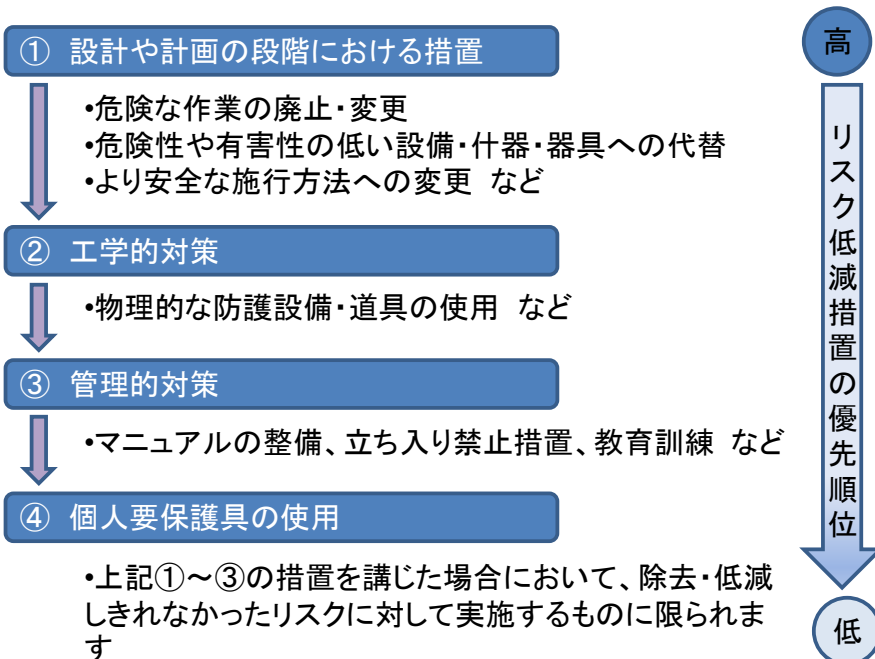
- 一人ではなく、グループで実施する（多様な観点があった方がより適切な見積もりができる）
- リスクの見積もりのリーダーは作業内容を最もよく知っている人がよい
- リスクの見積もりにあたっては、具体的な負傷・疾病を想定する
- 見積もり値がばらついていたときは、よく意見を聞いて調整する（決め付けない）
- 見積もりの値は平均点でもなく、多数決で決めるものでもない。グループで話し合い、合意の上で決定する（リーダーは、グループの意見を調整する）
- 見積もりの値は勘で決めるのではなく、合理的な説明の付くものではないなければならない
- 過去に発生した災害の重篤度ではなく、最悪な状況を想定した重篤度で見積もる

③ リスクの低減措置の検討と実施

- リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、以下に示す優先順位で実施します。

○リスク低減措置の検討および実施

最優先：法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）



○リスク低減措置案作成時のポイント

- ポイント
 - ・ 本質的な安全性の確保を目指す
 - ・ 機器・設備改良の場合には、改修が完了するまでリスクアセスメントを実施する
 - ・ リスク低減措置は、具体的な実施項目、実施者、実施タイミング、実施ツールまで、明確に決定する
- 改善が必要な記載事例と改善のポイント

不適切な低減措置案	改善のポイント
定期的を実施できるようスケジュールを組む	毎月・隔月・第〇月曜日など、具体的に決める。
危険と思われるものは放置しないよう、指導していく	誰が、いつ、どのように判断して指導するのかを明確にし、実行度を高める。
〇JTでの教育を徹底する。繰り返し教育	教育を繰り返す頻度、実施者、実施ツールを明確化することで、実行度を高める。
(スイングドアでの打撲災害に対して) 朝礼での注意喚起	スイングドアの一方向のみ開閉などの本質的な安全確保の措置がまず必要。注意喚起については、誰が、どのように実施するかを決める。
(台車のコマの動きが悪く足を負傷することに対して) ぶつけないよう注意する。車輪の清掃	台車のコマに原因があるのであれば、清掃を含めてメンテナンスを実施することが本質的な安全性確保につながる。また、メンテナンスの頻度、実施時期、実施者も決める必要がある。
什器を変更し安全を図る	変更手順を明確にする。変更までに時間がかかるようであれば、変更までリスクアセスメントを継続する。

○危険性・有害性の特定からリスクの再見積もり (例)

[危険性・有害性の特定]

台車による運搬作業：積み荷を高く積み過ぎ、角を曲がる際に操作ができず荷崩れを起こす。

[リスクの見積もり]

災害の重篤度：中程度 (△)

発生の可能性：高いまたは比較的高い (×)

→リスクの程度：直ちに解決すべき、または重大なリスクがある (Ⅲ)

[リスク低減措置]

台車に積荷の高さ制限を記載、順守事項を従業員がよく見る場所に掲示、台車で角を曲がる際の手順を確認

[措置実施後のリスクの再見積もり]

災害の重篤度：中程度 (△)、発生の可能性：可能性がある (△)

→リスクの程度：速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある (Ⅱ)

リスクアセスメント実施により、リスクの程度がⅢからⅡに低減しました。

(4) リスクアセスメントの実施体制の整備（導入）

- リスクアセスメントを初めて導入する場合には、本部が中心となって導入のスケジュールやプロセス、ポイントを十分検討する必要があります。
- すでにリスクアセスメントの導入・運用実績がある他の事業者・他の店舗から話を聞いたり、研修を受けたりする必要もあります。
- これまでのヒヤリ・ハット事例などから、危ないと思われる場所や、労働災害が過去に発生したことがある箇所を絞り込んで実施するなど、段階を踏んで導入することが必要です。

1) 導入に先立って店舗で行うこと

- 店長・副店長を対象にリスクアセスメント導入について説明
- 店舗の幹部、労働者代表などへの説明
- 店舗の幹部によるリスクアセスメント実施のスケジュール立案
- これらの作業と平行して、従業員にリスクアセスメントの周知と理解を図る（教育など）
- 各プロセスでは本部のリスクアセスメント担当者が必要な助言・支援を行う。

2) 店舗での実施体制の整備

○リスクアセスメント実施における役職別の役割（例）

役職（役割）	任務
店長（統括責任者）	<ul style="list-style-type: none">• リスクアセスメント全体の統括• リスク低減措置の承認
副店長（実施責任者）	<ul style="list-style-type: none">• リスクアセスメント運用・教育の責任者• 実施場所の優先順位の決定• 実施の記録・保管
部門長 （リスクアセスメント推進者）	<ul style="list-style-type: none">• 情報の収集・整理• 危険性・有害性の特定・リスクの見積もり• リスク低減措置の検討
担当者 （リスクアセスメント実施メンバー）	<ul style="list-style-type: none">• 危険性・有害性の特定• リスク低減措置の検討
職場安全衛生委員会	<ul style="list-style-type: none">• 危険性・有害性特定結果の検討• リスク低減措置の審議

3) 店舗におけるリスクアセスメント導入手順（例）

項目	ポイント
① 実施体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 店長の統括により半期期首ごとに確認する
② 実施時期の決定	<ul style="list-style-type: none"> 副店長により実施場所、実施時期を決定する（例：毎月1カ所実施）
③ 情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 副店長・部門長により取り扱いマニュアル、作業手順書、ヒヤリ・ハット事例などの情報を収集する。
④ 危険性・有害性の特定	<ul style="list-style-type: none"> 実施場所の全従業員で、作業単位での危険性、有害性を特定する
⑤ リスクの見積もり	<ul style="list-style-type: none"> 実施場所の全従業員で、マトリックス法によるリスクの見積もりを実施する
⑥ リスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> 実施場所の部門長、全従業員で、作業のやり方・手順を見直し、改善の方法を考える。 最後に作業手順の作成と教育を徹底する 内容については、職場の労働安全衛生委員会にて確認する
⑦ 結果の記録	<ul style="list-style-type: none"> 副店長が結果を記録（データベースへの入力）、印刷して掲示する。また、ノウハウとして蓄積・継承する。

4) 導入以降のリスクアセスメント実施時期（例）

- 設備・道具などを新規導入・更新・変更したとき
- 作業方法に変更があったとき
- 新たに従業員を雇い入れたとき
- 定期的な内容確認

(6) 新たに労働災害が発生した際のリスクアセスメントの実施

- リスクアセスメント導入後は、あらかじめ定めた時期のほか、新たに労働災害発生した際にも実施することになります。労働災害の発生を契機に、「危険性・有害性」の特定、リスクの見積もりを見直し、併せて、より本質的なリスクの低減策を検討・実施することが必要となります。

労働災害発生店舗／部門でのリスクアセスメントの実施（プロセス例）

- 労働災害発生店舗・部門で労働災害報告書の作成・提出（店長、本部などへ）
- リスクアセスメント一覧表の内容変更
 - これまで想定していない「危険性・有害性」の場合：
新たに「危険性・有害性」を特定し、リスクの見積もり→リスク低減措置の検討・実施→結果の記録、を行います。併せて、なぜ、これまで「危険性・有害性」として想定していなかったかを検討し、その他にも想定していなかったリスクがないか検討します。
 - これまで想定していた「危険性・有害性」の場合：
リスクの再見積もり→リスク低減措置の検討・実施→結果の記録、を行います。

(7) リスクアセスメントの効果

- 職場のリスク（危険の芽）が明らかになります（過去の事故情報を収集・分析することでより説得力が高まります）。
- 職場のリスクに対する認識を、職場全体（場合によっては店舗を超えて）で共有することが可能となります。
- 安全対策の実施について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- 安全対策の実施後に残ったリスクに対して、暫定的に「守るべきルール」が作業者に理解され、守られるようになります。
- パート・アルバイトを含めた職場の従業員全体が参加することで、職場に潜む「危険」に対する感受性が高まります。



労働災害の削減につながります

3. 従業員の労働災害防止意識の醸成など

- 店舗での労働災害防止活動が効果を生むには、従業員が労働安全に関する正しい知識と高い意識を持ち、積極的に活動に参加することが欠かせません。そのためには、従業員に労働安全衛生教育をしっかりと行うことが大切です。

(1) 労働安全衛生教育

- 従業員への労働安全衛生教育については、雇い入れ時などの導入研修と、職長など管理者向けの研修を行う必要があります。

○導入研修

- 業務に関する知識やスキルを習得させるにあたって、安全に作業をするためのポイント、マニュアルなどについての研修を行うことが必要です。
- また、店舗で発生する可能性がある労働災害についての知識やその防止策について学ぶ機会も必要です。特に、不安全な環境を放置したり、不安全行動を取らないような教育（4S活動の重要性とその徹底）が求められます。

○管理者向け研修

- 職場で新たに管理職になった従業員や安全管理者になった従業員に対して、店舗の労働災害防止についての意義、管理、具体的な活動など全般について、十分な教育研修を実施する必要があります。
- 管理職に対しては、法令の改正や労働災害の発生状況などについて随時周知を図り、また、安全管理水準の維持・向上のため、定期的な教育研修を行う必要があります。

○従業員向け研修、複数店舗での合同研修

- 管理職だけでなく、店舗の従業員に対しても、定期的に労働安全に関する教育を実施することが望まれます。
- 複数店舗（一定のエリア内の店舗など）合同で集合研修を実施すれば、他店舗からの参加者と情報交換や意識の共有ができ、従業員の労働安全意識が高まることが期待されます。
- 研修に参加した従業員が職場に戻って研修の成果を報告する仕組みにすることで、その従業員の責任感が強まり、また、報告を聞く従業員も労働災害防止活動の意義をより強く認識する効果があると考えられます。

○同業他社での勉強会

- 同業の労働災害担当者が集まり、各社の労働災害の特徴や、防止策とその効果などについて定期的に情報交換をすることは、新たな視点や方策が見つかるなど、自社のみならず、業界全体の労働災害防止策を進める上で有効と考えられます。

※ここでは、主に労働安全について取りあげています。

(2) 従業員への周知、意識向上

- 従業員には、さまざまな機会を通じて、労働安全に関する知識を深めてもらい、また、労働災害防止活動に積極的に参加してもらうよう努めることが重要です。

○朝礼・夕礼などを通じた周知

- 店長・副店長や部門長から、パートタイマー、アルバイトを含む全従業員に対して、自店舗・他店舗で発生した労働災害や、その月の労働安全目標、あるいは、繁忙期などの時期やイベントに応じた労働災害防止のための注意事項を周知します。
- パートタイマーやアルバイトは、勤務時間が多様で一堂に会する機会は少ないかもしれませんが、さまざまな機会を通じて全員に周知することで、当事者意識が高まることが期待されます。

○労災情報などのチラシ類で

- 本部が発行する労働災害情報などを従業員の目に触れる場所（掲示板、エレベーターの近く、休憩所など）に張り出し、従業員の注意を促します（巻末の具体的な事例参照）。
- 労働災害情報のチラシには、事故の内容、原因、状況、対策などを記載します。
- 掲示場所の近くに意見箱を置き、従業員の労働災害意識を高めることも有効です。

○労働安全月間、労働安全キャンペーン

- 安全な職場環境を整備するとともに、従業員に安全行動を徹底してもらうことを目的として、1年のある月を「労働安全月間」と定め、労働災害防止活動を強化する取り組みです。
- この月間に、全従業員を対象とする安全教育を行うことで、労働安全に対する意識をより高めることができると考えられます。
- 従業員一人一人が「労働災害ゼロ宣言」など目標を宣言する取り組みをしている会社もあります。

○職場見直し時間帯の設定

- 1日の営業時間内に「職場見直し時間帯」を設定し、商品や台車などの什器類を整理整頓し、また、商品の運搬などでの安全行動の徹底を図ります。特に、昼時や夕方の繁忙時の前に行えば、従業員の安全に加えて、安全な店舗運営、サービスレベルの向上にもつながります。

(3) 中高年齢労働者に配慮した対策

- 小売業で店舗では、60歳代の従業員が増えてきているところが多くみられます。また、高齢化の進行によって、高齢者のお客様も非常に多くなっています。
- 店舗運営とそれに伴う店舗の労働災害防止活動についても、こうした従業員、お客様双方の高齢化に対応していくことが望まれます。

○4S活動の推進の工夫と徹底

- 店舗で4S活動を進めることは、従業員の労働災害とお客様の事故のいずれをも防止するための基本です。加齢に伴う身体能力の変化や特性を十分考慮して、これまでの4S活動を再点検し、工夫を凝らすことで、その徹底を図っていくことが重要です。

○什器や道具の利用方法の工夫とマニュアルの改定

- 台車やカッターなど各種の什器や道具の利用方法については、加齢に伴う身体能力の変化や特性を踏まえて見直し、マニュアルの改定を行っていくことが必要です。

○より負荷の小さい作業方法への変更と徹底

- 商品の移動や積み替え、陳列などの作業については、加齢に伴う身体能力の変化や特性を踏まえて、より負荷の小さい方法に変更し、これまで以上に安全な作業方法を徹底することが必要です。
- さらに、身体への負荷を小さくするため、商品をこれまで以上に小分けして運搬、移動できるよう梱包方法を見直すことも必要です※。
※1 店舗だけでの取り組みでは限界がありますので、製造メーカーを含めた事業者間、業界での協力が不可欠となります。

○その他、高年齢者に配慮した作業負荷管理の実施

- 職場の状況を考慮し、それぞれの高年齢者に配慮した作業負荷管理を実施していくことが必要です。
- 参考：高年齢労働者に配慮した作業負荷管理状況チェックリスト（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0903-1a_0004.pdf

4. 見える化の推進（個別の労働災害防止活動）

（1） つまずきによる転倒

- 整理・整頓の推進・徹底（参照：27 ページ、4S活動の推進）
- 階段など危険箇所への対応（色塗り、手すり取り付け、目立つ場所に注意のチラシ張り）
- 床の凹凸面の修理・改修
- 開店時間中の整理整頓時間の設定

（2） すべりによる転倒

- 長靴の利用、靴底の定期的なチェック
- 冷凍庫前の霜取りの徹底、冷凍庫が開いている時間を極力短くする手順の徹底
- 出入り口、油が飛ぶ場所へのマット敷設、マット利用の徹底
- 店舗の床が濡れている際の対処方法の徹底
※床面が濡れていることが分かった場合、一人の従業員が濡れた床の近くで注意喚起しつつ、別の従業員がモップなどを取りに行く

（3） 脚立からの転落・転倒

- 脚立の正しい使い方の徹底※
※またがらずに利用、天板には乗らない、座らない、手に荷物を持たず昇降、開き止めを両側に掛ける、表面で利用、身を乗り出さない、段差を避け平地で利用、立てかけ角度の確認（75度など）、補助者が支える
※脚立の製造メーカーのホームページなどに利用方法が示されていますので、ご参照下さい。

（4） 台車などによる激突、落下

- ロング台車など前方の確認ができない場合、押すのではなく引く（お客様との衝突防止）
- 押して運ぶ台車の場合の利用方法の徹底
※積み荷は、必ず前方が確認できる高さまで、タイヤがつかえないように前方に注意
- 大型の台車は開店前の利用限定、開店中は中型・小型の台車のみ利用する。
- 在庫、商品の積み上げの量・高さに制限を設ける
- スイングドア通過の際のルール設定
※決められた進行方向のドアをゆっくり開く。一旦停止とする、等
- 台車の持ち方確認（外枠を持たない、など）
- 台車で移動方法の確認（曲がり角は外側をゆっくり回る、など）

(5) 荷運び時、商品陳列時などの災害（腰痛など）

- 催事の陳列棚は、陳列棚ごと移動（移動できる陳列棚を利用）
- 低い商品棚の整理の際には、膝をつく（しゃがみ込み作業、腰曲げ作業はしない）
- 商品棚への商品の陳列の際には、背筋を伸ばして作業（猫背作業にならない）
- 重い商品は腰を落として、膝・足の力で持ち上げる
- 陳列棚と同じ高さの台車を準備し、荷物移動の負荷を低減
- 台車から商品棚に商品を移す際には並行作業（振り向き作業はしない）
- 台車から商品棚に商品を移す際には安定した姿勢で行う

(6) 休業4日未満で頻度の高い災害防止対策（すれ・切れ）

- ミートスライサーの安全な取り扱いの徹底（研修、訓練、等）
- 包丁の取り扱いのマニュアルを作成し、研修・訓練を実施。定期的に調理手順の確認と徹底を行う。（研修等）
- カッターの利用方法のマニュアル化と徹底
 - ※刃の進む方向に押さえる手を置かず、手前に向かって引くように切る
 - ※カッターの刃は、必要最低限の長さで使用
 - ※切れが悪くなったら、新しい替え刃に交換
 - ※使用後は刃先をしまい固定してから片付け
- カッターを使わない方法への変更
 - ※衣料品ではハサミを利用、プラスチック梱包箱の積極的な利用
 - カッターを使う場合は、様々な商品を試用し、より安全に使えるものを探す